

平成30年10月23日

「6月13日審査委員会における委員からのご発言等を踏まえた公立大学改革支援・評価研究センターへの確認事項」(平成30年6月22日)に対する回答

公立大学改革支援・評価研究センター

### 運営体制・財務について

運営体制・財務については、公立大学改革支援・評価研究センター（以下、センターとする）の自己収入（会費収入、評価手数料収入）によるほか、事業が軌道にのるまでの間は、公立大学協会の支援を得て実施していくこととなる。

添付書類3「財産等及び収支計画」に、センターの収支計画及び職員の配置計画を示した。会員大学数、評価を受審する大学数、会員校からの職員派遣については、意向調査の結果を根拠として作成すると同時に、公立大学協会からの支援については、根拠として公立大学協会における議決事項を添付資料3別紙1に示した。

#### （事務体制について）

1. 協会とセンターの業務の兼務者がいるということになるが、それぞれの組織の会計（人件費）の透明性をどのようにして確保するのか。
  - 兼務者の人件費は、センター業務のエフォート分をセンターから協会に支払う。
  - エフォート管理は、年度当初に基本となる業務量を見積もり、月ごとの実績において調整する。
2. 専任職員1名、出向者、協会職員の兼務分というような事務体制で、実際に評価の下支えをするような事務作業が可能なのか。また、公立大学からの出向者について具体的な計画を示していただきたい。
  - 職員の配置計画を添付資料3のP3「②職員の配置計画」に示した。
  - これまでの、センターにおける調査・研究、試行評価の実施にかかる事務は、2～3名の協会の事務職員が他の業務と兼務しながら行ってきた。
  - 組織を支える基盤的な事務は、専任職員、協会との兼務職員が担い、大学ごとの評価を行うための事務については、専任職員、協会との兼務職員のほか、会員校からの派遣職員等が加わって担うことで対応可能と考えている。
  - 万一十分な職員が確保できない場合は、協会との兼務職員の増員や、職員の採用等の対応をとる。
3. 平成34年度以降、多数の公立大学が認証評価を受けることとなるが、（受審校を4校と想定しているが）予想を超えて多数の申請があることを想定しておくことは必要である。多数の申請を受けたらどう対応するのか（公立以外の大学からの申請の可能性も十分あるという前提で）。
  - 年間受審大学数の目安を、添付書類3のP2「①収支計画」に示した。

- 組織規模の関係上、年度ごとの受審大学数の増減に応じて体制を柔軟に整備する必要があることから、その準備期間を確保するため、評価受審の申請期限を評価実施の前々年度に設定する。ただし、会員については、その多くがセンターで評価を受けることが想定され、おおむねの受審大学数を見通すことが可能であることから、評価実施前年度の申請を認めることとする。なお、認証評価開始初年度については、非会員についても評価実施前年度の申請を認める。
- それでもなおすべての申請に応えることが難しい場合は、申請のあった大学のうち前回の認証評価受審から6年以内の大学と協議する等により、受審年度、受審機関等の調整を図る。調整が難しい場合は、抽選により受審大学を制限する。

(財政計画について)

4. (追加確認事項①でも同旨の指摘をしたところだが) 公立大学協会に財政的にかなり依拠する状態だが、センターの評価の独立性は保たれるのか。
  - 添付書類3のP2「①収支計画」に示すとおり、当面の4年間は公立大学協会に依拠するが、その後は財政的に自立する計画となっている。
5. 専任職員の人件費として250万円を計上しているが、積算の根拠を確認したい。
  - 資料を再整理した。
6. 公大協からセンターへの支援額1500万円/年の内訳(人件費、事務スペース代等にどれだけの金額を充てられるのか、)を示すとともに、どのような場合(資金が不足した時 or 常に)に支援するのか、及び、支援形態について譲渡なのか貸付なのかを、確認したい。
  - 公立大学協会からは、財団設立後、当初4か年度にわたり、毎年1500万円の資金の譲渡を受ける。渡し切りであり内訳としての細目はないが、評価手数料を十分得られない間の機関維持費用にあてられる。
  - そのほか、資金繰りが必要になる場合は資金の「貸付」を行うことが想定されている。
7. 会員校を40校とすることの根拠について、大学への意向調査を実施する等して、明示すべきではないか。意向調査を行わない場合は、最悪のケースとして会費収入ゼロを前提とした財政計画を示すべきではないか。
  - 会員校数の根拠となる意向調査の結果を添付資料3のP2「①収支計画」に示した。

(認証評価委員会委員名簿について)

8. 評価委員に就任する会計士について、会計士と言いつても専門分野はそれぞれ異なっており、大学の財務も国公立で会計基準は異なっている。一人の会計士がすべての設置形態の大学の財務を評価できるわけではなく、利害関係の問題で人選がスムーズにいかない可能性もあるため、会計士の人選についてはある程度のめどを立てておかなければならない。検討状況を確認したい。
  - 公立大学法人会計に詳しい会計士を人選した。その他の設置形態の大学が受審する際は必要に応じ改めて人選する。

## 評価基準・評価方法等について

(内部質保証について)

9. センターの考える「内部質保証」(どういうことがなされていれば「内部質保証」がなされているといえるのか)について、考え方を実施大綱等に明記すべきではないか。

○ 実施大綱の「1. 評価の目的」に、内部質保証について注記を加えた。

○ 内部質保証については、大学評価基準の別紙「基準1に関する評価の指針」において、以下の観点から評価を行うことを定めており、この観点が満たされることによって内部質保証がなされているものとする。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

大学は、教育研究活動等の改善を継続的に行う適当な体制を整えた上で、大学の教育研究水準の向上に資するため、その教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しているか。その際、学生の学習成果を適切に把握する取組みを行っているか。

また、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務を行われるよう努めているか。さらには、教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けているか。

なお、本事項については、特に重点的に評価するものとする。

(点検評価ポートフォリオについて)

10. 点検評価ポートフォリオの基準1の各項目につき「(1) 自己点検・評価の実施状況並びに本事項に対する自己評価」とあるが、「自己点検・評価」をどのようなものだと考えているのか。このたび追記された「自己評価」部分の記述については、現状を記載しているだけであり、不十分である。

○ 点検評価ポートフォリオは、各大学がそれぞれ行う自己点検・評価の内容を、第三者たる評価者、また社会に対しわかりやすく示すためのものである。作成モデルは、項目数や字数など、形式上の参考として作成したものであり、作成の際に安易に依拠されることのないよう整理する。

○ 「自己点検・評価」は、大学が自らの教育研究等の状況について点検し、優れた点や改善すべき点等を評価することであり、改善すべき点が明らかになった場合は、その内容と改善方策を含めて記述すべきと考えている(点検評価ポートフォリオ作成要項 P7)。具体的なイメージを作成モデルに示している。(例：作成モデル P8、P12、P24)

○ 審査委員会での指摘を受けて改めて検討し、点検評価ポートフォリオの「(1) 自己点検・評価の実施状況並びに本事項に対する自己評価」を「自己点検・評価の実施状況」に修正した。

11. 基準2について、記述内容があまりに大学に裁量がありすぎる。追加確認事項⑱でも同旨の確認をしたが、どのようなことを大学に記述してほしいのか、センターとしての考え方を示すべきではないか。

○ 点検評価ポートフォリオ作成要項に、基準2を含めた全体について、具体的な作成方法を追記した。

○ 基準2については、記述されるべき自己分析活動の取組みを参考として例示した。(点検評価ポートフォリオ P10)

12. 基準2については、「重点を置くポイントは大学により多様であり、自主性を尊重する」という

ことだが、センターは大学が設定したポイントの妥当性をどのように評価するのか。

- 大学の自主性を抑制しない形を工夫しながら、自己点検・評価で重点を置くポイントの例示を、点検評価ポートフォリオ作成要項に示す。(点検評価ポートフォリオ P10)
- 現在、大学ポートレートにおいて、大学の基本的な情報を比較可能な形でベンチマークする分析ツールが開発されようとしている。そうしたシステムが整備されれば、大学ポートレートの機能を通じて基準2の評価が行われることを想定している。

(基準を満たしていることの判断について)

13. このたびの追加確認事項に対する回答において、基準3の判定については○×をつける、とのことだったが、基準3が×になることで全体として不適合となることも理論上あり得るということについてどのように考えるのか。
  - 基準3に不適合を付すのは、特色ある取組みの進展に向けた努力が確認できず、センターからの指摘等に対しても改善方策が示されない場合を想定している。
  - 大学が特色ある取組みの進展に向けた意識を著しく欠く場合は、全体として不適合とすることも必要と考えている。

(作成モデルについて)

14. 財務に関するモデル(私学)は修正が不十分なので、再検討が必要である。
  - 法令との齟齬を修正した。

(大学質保証研修について)

15. SD研修はセンターの認証評価業務の一環ではなく公立大学協会の業務として実施すべきではないか。
  - 大学質保証研修は、本評価の目的と特徴を理解し、認証評価への取組みを効果的に行うための研修であり、受審の要件とまではしていないものの、評価機関の取組みとして実施する。

## その他

(公立大学協会との関係について)

16. 本申請については「公立大学の特性に応じた評価システムを構築する」ことが出発点となっているがゆえに、説明内容の端々で公立色が目立つ。認証評価機関は国公私全ての大学を対象として評価を行うものであるから、改めて内容を整理すべきではないか。
  - 認証評価機関は、基本的に国公立大学共通に評価を行う制度であることは公立大学協会の会員校も承知しており、様々な場で、その点を確認する質問を受けている。
  - 指摘を受けて、7月4日の公立大学協会の理事会において、重ねて確認を行った。(添付書類3別紙1参照)
17. (1. と関連) 国公私すべての大学が評価対象となるが、公立大学協会からの援助で成り立っている一方、公立以外の国・私立大学に(評価を実施することで結果として)多額の支援をすることについて、公立大学協会会員に説明し、合意が取れているのか。

○ 国・私立大学からも評価手数料が得られることから、「国・私立大学に多額の支援を行うことになる」こととはならないと考えている。万が一、そのような状況に至ったとすれば、公立大学協会の会員校の理解を得たうえで、改善の方策を探る。

18. センターが法人化した後、一般社団法人である公大協から一般財団法人であるセンターに資金譲渡する場合、制度的に問題はないのか。また、公立大学協会の社員総会における決議が必要ではないのか。

○ 少なくとも「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上、そのような問題があるとは考えられない。

○ この5月の定時総会（社員総会）における決議を経ている。

（センターが会員制をとることについて）

19. 追加確認事項（6月13日審査委員会資料3）㉔において、「会員制の目的、会費に見合う、会員に還元するための活動は、センターそのものの根拠規程（公立大学改革支援・評価研究センター規則）に明記されるべきである。」との指摘を伝えたところだが、「公立大学改革支援・評価研究センター規則」や「公立大学改革支援・評価研究センター会員規程」にはそのような記述は見られない。会員に還元するための活動（会員になることのメリット）を確認したい。

○ 公立大学改革支援・評価研究センター規則に会員に関する事項を追記した。

○ 会員になるということは、会の趣旨に賛同し、公共財である新たな評価機関を財政的に支えるということであり、受益者負担の性格が前面に出ることはない。

以上